

2013年7月25日策定

2014年1月30日改訂

2015年4月24日改定

CSマーク使用規定

1 適用範囲

1.1 目的

この規定は、特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（以下「協会」という。）から「CSマーク」の使用許諾をされた者が、それを使用する際の規定について定める。ただし、パイロット監査に「CSマーク」を用いる場合には、CSマーク（パイロット監査）使用規定に従うものとする。

1.2 用語の定義

この規定で使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 使用許諾番号：協会がCSマークの使用を許諾した言明書に対して、JASA-クラウドセキュリティ推進協議会（以下「協議会」という。）が付与する番号。
- (2) CSマークの使用：本規定におけるCSマークの「使用」は、商標法2条3項各号の行為のうち、協会が設定する通常使用権に基づく使用をいい、具体的には、次に掲げる行為をいう。
 - ① 言明書にCSマークを付する行為。
 - ② クラウドコンピューティングサービスの提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物（譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ。）にCSマークを付する行為。
 - ③ クラウドコンピューティングサービスの提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物にCSマークを付したものをを用いてクラウドコンピューティングサービスを提供する行為。
 - ④ クラウドコンピューティングサービスの提供の用に供する物（クラウドコンピューティングサービスの提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。）にCSマークを付したものをクラウドコンピューティングサービスの提供のために展示する行為。
 - ⑤ クラウドコンピューティングサービスの提供に当たりその提供を受ける者の当該クラウドコンピューティングサービスの提供に係る物にCSマークを付する行為。
 - ⑥ 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。次号において同じ。）により行う映像面を介したクラウドコンピューティングサービスの提供に当たりその映像面にCSマークを表示してク

クラウドコンピューティングサービスを提供する行為。

- ⑦ クラウドコンピューティングサービスに関する広告、価格表若しくは取引書類にCSマークを付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報にCSマークを付して電磁的方法により提供する行為。
- ⑧ 上記②から⑤において、物にCSマークを付することには、クラウドコンピューティングサービスの提供の用に供する物又はクラウドコンピューティングサービスに関する広告をCSマークの形状とすることが含まれるものとする。

1.3 CSマークの種類

CSマークには以下の2種類がある。

①CS シルバーマーク：

自主監査が実施されたCS言明をした者の申請を協議会が受理したとき、協会がその使用を許諾するもの。

②CSゴールドマーク：

適合監査が実施されたCS言明をした者の申請を協議会が受理したとき、協会がその使用を許諾するもの。

2 CSマークに係る権利

2.1 権利の帰属

CSマークは、協会の業務上の信用の化体した標章であり、CSマークに係る全ての権利は、協会に帰属し、協議会がこれを行行使する。

2.2 使用の許諾

協議会に受理されたCS言明をした者は、この規定並びに協会及び協議会が定めた諸規則を遵守することを条件に、CSマークの使用が許諾される。

2.3 譲渡の禁止

協会による承諾なしに、前項の使用の許諾により生じる権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引受けさせ、もしくは担保の用に供してはならない。

3 CSマーク

3.1 CSマークの意匠

① CSシルバーマーク

CSマーク（シルバー）の意匠は、CSロゴ（シルバー）、使用許諾番号、監査報告日より構成され、各構成要素の配置は図1のとおりとする。



図1 CSシルバーマークの構成図

※ 追加の使用許諾がある場合、枝番を含めて使用許諾番号とします。

② CSゴールドマーク

CSゴールドマークの意匠は、CSロゴ（ゴールド）、登録番号、監査報告日により構成され、各構成要素の配置は図2のとおりとする。

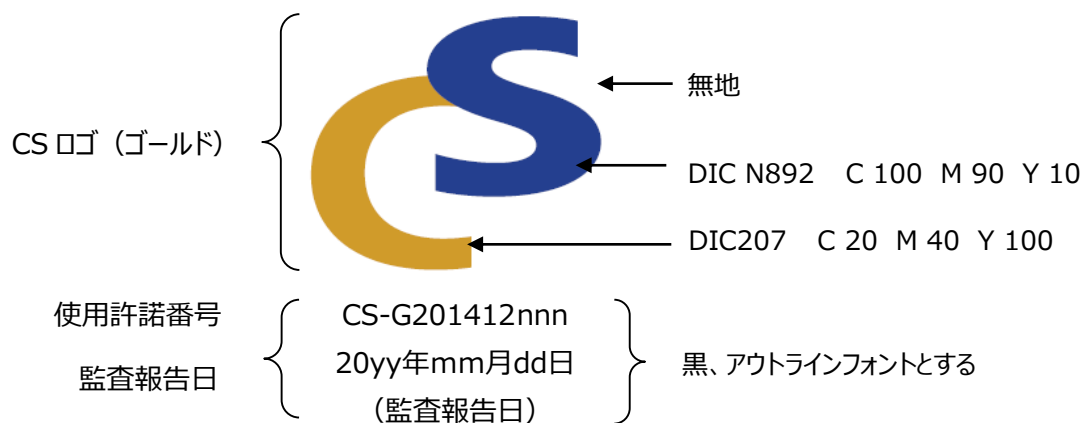


図2 CSマーク(ゴールド)の構成図

3.2 CSロゴの電子データ

協議会が協議会員に提供する電子データをもって、CSロゴ*とする。

※CSロゴ：商標 登録第5629428号

3.3 CSロゴの色

CSロゴは、単色で表示するほかは、その色彩を変えて表示してはならない。

3.4 CSロゴの形

CSロゴは、その形状の全部又は一部を変更又は削除してはならず、又は他の標章を結

合してはならない。

3.5 CSロゴの縮小又は拡大

CSロゴを縮小又は拡大して表示する場合は、その縦横寸法比を変えてはならない。縮小する場合の最小サイズは、各部が明瞭に識別できる範囲としなければならない。

3.6 CSロゴのCSマーク以外の表示の禁止

CSロゴは、使用許諾番号と共に用いることとし、CSマークを表示する以外の用途に使用してはならない。ただし、協議会がCSロゴの用途を別途指定した場合はこの限りではない。

3.7 類似する標章の使用禁止

CSロゴ又はCSマークに類似する標章を使用してはならない。

4 CSマークの使用

4.1 付与の対象

- (1) CSマークは、協議会に受理された言明書のほか、その言明書に記載されたクラウドコンピューティングサービスのカタログ、パンフレット、説明書、宣伝・広告用資料又はそれらを入れた封筒、及びウェブページ等に付することができる。
- (2) CSマークは、協議会に受理された言明書には協会が定めたマーク以外のマークと併せて付することができない。ただし、その言明書に記載されたクラウドコンピューティングサービスのカタログ、パンフレット、説明書、宣伝・広告用資料又はそれらを入れた封筒、及びウェブページ等には、協会以外の組織が定めたマークと併せて付することができる。

4.2 登録内容の明示

協議会に受理された言明書は、その言明書に記載されたクラウドコンピューティングサービス名及び対象リスクをはじめとする所定の内容をすべて一般に公開し、一般がその内容を知ることができるようにしなければならない。

言明書以外のものにCSマークを使用する場合には、その言明書に記載されたクラウドコンピューティングサービス名を表示するとともに、公開された言明書にアクセスする方法（例えば、サービスに関わるホームページの記載等）を示す必要がある。

5 CSマークの使用の制限

5.1 使用期限

- (1) CSシルバーマークの1.2(2)①に定めた使用は、その使用が許諾されたCS言明書に対する自主監査の監査報告日から3年を超えてはならない。
- (2) CSシルバーマークの1.2(2)②から⑧までに定めた使用は、その使用が許諾されたCS言明書に対する自主監査の監査報告日（同一のCSシルバーマークの使用が許諾された複数のCS言明書がある場合は、そのうち最も遅い自主監査の監査報告日）から3

年を超えてはならない。(2) CSゴールドマークの1.2(2)①から⑧に定めた使用は、その使用が許諾されたCS言明書に対する自主監査の監査報告日（同一のCSゴールドマークの使用が許諾された複数のCS言明書がある場合は、そのうち最も早い自主監査の監査報告日）から3年を超えてはならない。

5.2 保証の禁止

CSマークは、情報セキュリティに関する何らかの保証を与えるかのような誤解を招く態様で使用してはならない。

6 CSマークの使用の禁止

6.1 使用禁止

CSマークは、次に掲げる場合には、使用してはならない。

- (1) クラウドコンピューティングサービスの利用者の利益を害すると認められる場合
- (2) 協会又は協議会の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 協会又は協議会の活動の趣旨に反すると認められる場合
- (4) 特定の政治活動や宗教活動に関するものであると認められる場合
- (5) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (6) 有効期限を超過した場合

7 CSマークの使用中止

7.1 クラウドコンピューティングサービスの終了又はリスク管理の重大な変更等

協議会員は、次に掲げる場合には、有効期限の前であっても当該CSマークの使用を中止しなければならない。

- (1) CSマークの使用対象となっているCS言明書に記載されたクラウドコンピューティングサービスを終了した場合
- (2) CSマークの使用対象となっているCS言明書に記載されたリスクの管理に重大な変更があった場合
- (3) 協議会にCSマークの使用の中止を届け出た場合
- (4) 協議会又は協会を退会した場合

7.2 使用許諾の取消又は解除

協議会員は、次に掲げる場合には、CSマークの使用許諾を取消又は解除され、その使用を中止しなければならない。

- (1) CSマークの申請にあたって実施した申請若しくは届出に重大な瑕疵がある場合又は必要な申請若しくは届出が行われなかったと認められた場合
- (2) CSマークの使用許諾の要件を満たさないCS言明であることが認められた場合
- (3) CSマークの使用許諾の要件を満たさない自主監査又は適合監査であることが認め

られた場合

- (4) この規定に違反してCSマークの使用をしたと認められた場合
- (5) 協議会又は協会により除名、資格停止の処分を受けた場合

8 CSマークの処分

8.1 電子データの処分

協議会員は、使用期限、使用中止等によりCSマークを使用できない状況になった場合、CSマーク及びCSロゴに関する電子データを消去しなければならない。

8.2 印刷物の処分

協議会員は、使用期限、使用中止等によりCSマークを使用できない状況になった場合、CSマーク又はCSロゴを印刷したもの（紙、布、その他すべての有体物を含む）を廃棄又は消去しなくてはならない。ただし、他者に配布済みの印刷物の回収は要しないものとする。

9 違反に対する措置

9.1 協議会員の違反

協議会員がこの規定に違反した場合、協議会又は協会は、是正要求、CSマークの使用許諾の解除、違反の公表、登録の一時停止又は取消し、又は必要に応じて法的処置や他の適切な措置を講じることができる。

10 免責

10.1 免責

CSマーク又はCSロゴの使用によって、協議会、協会又は第三者に損害を生じた場合は、使用した者が賠償の責めを負う。協議会及び協会は、侵害行為に対する保証も含め、CSマーク又はCSロゴの使用に関するあらゆる法的な保証の義務を負わない。